

高津区子どもの音楽文化体験事業実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもたちが、本物の音楽文化に触れる機会を提供すること。また、そのことにより、音楽文化を生み出す心を育むことを目的として、高津区子どもの音楽文化体験事業を実施する。そして、その開催のため、高津区子どもの音楽文化体験事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(実行委員会の役割)

第2条 実行委員会は、子どもの音楽文化体験事業の企画立案・調整及び実行を行う。

(実行委員会の組織)

第3条 実行委員会は、実行に積極的に携わる市民などで構成する。

(実行委員会の役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名
会計監査	1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、実行委員会を代表して会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会計は、実行委員会の会計を処理する。

6 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

7 各委員は、他都市の参考事例に関する情報を収集し、企画・実行に必要な事項を実行委員会に提案する。

8 各委員は、実行委員会で決議された、子どもの音楽文化体験事業の実施に必要な事項を行う。

(役員任期)

第5条 役員任期は、原則として1年とし、3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(実行委員会の招集)

第6条 実行委員会は委員長が招集し、会議の座長は委員長があたる。

(事務局)

第7条 実行委員会に事務局を置き、高津区役所区民協働推進部地域振興課が担当する。

2 実行委員会の事務局長は、地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、実行委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。